

(証券コード9872)  
2026年2月2日  
(電子提供措置の開始日2026年1月28日)

株 主 各 位

大阪市中央区南本町三丁目6番14号

**北恵株式会社**

代表取締役社長 北 村 誠

### 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第67回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kitakei.jp/>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株式情報」「株主総会」より  
ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを  
入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



**なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面による議決権行使をお願い申  
あげます。その場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くだ  
さいまして、2026年2月18日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますよ  
うお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年2月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区平野町四丁目2番3号  
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール

### 3. 目的事項

**報告事項** 第67期（2024年11月21日から2025年11月20日まで）  
事業報告および計算書類報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役10名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**ご出席株主様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年2月19日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期間

2026年2月18日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

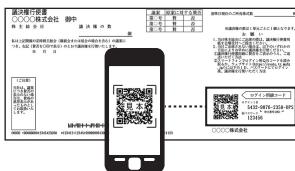
2026年2月18日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

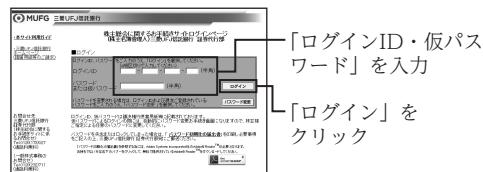
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年11月21日から  
2025年11月20日まで)

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（2024年11月21日～2025年11月20日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移しました。一方で、資源・原材料価格の高止まり、物価上昇、為替・金利の変動、さらには米国の関税政策動向などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

住宅関連業界におきましては、建築資材価格や運搬費・労務費等の上昇による住宅価格の高騰から、住宅取得マインドは低下傾向にありました。政府の各種政策による下支えはあったものの、当社の主たる市場である持家および戸建分譲住宅の新設着工戸数は、4月に施行された建築基準法・省エネ基準の改正に伴う駆け込み需要の反動や建築確認申請の長期化により、減少傾向が顕著となりました。10月以降は一部回復の兆しもありましたが、全体としては前年同期比で減少傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。また、住宅ローン金利につきましても、変動金利は一時上昇後、据え置きとなりましたが、固定金利は上昇傾向にあり、引き続き注視していく必要があります。

このような状況のもと、当社は新築住宅市場において既存得意先との関係強化を図るとともに、施工付販売の実績を活かし商業施設等の非住宅市場やリフォーム・リノベーション市場においても販路の拡大と新たな取引先の開拓に取り組んでまいりました。さらに、太陽光発電システムや蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品の拡販に注力するとともに、工事機能の拡充による工事売上・工事領域の拡大を図ってまいりました。

あわせて、コーポレートガバナンスの一層の強化と、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応するため、執行役員制度の導入を通じて経営体制の強化にも継続して取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、589億77百万円（前期比3.8%減）となり、営業利益につきましては、7億13百万円（前期比22.4%減）、経常利益につきましては、9億6百万円（前期比17.4%減）、当期純利益につきましては、5億51百万円（前期比23.3%減）となりました。

当事業年度の品目別売上高状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	品 目 別	売 上 高	構 成 比
商 品	木 質 建 材	6,621	11.2 %
	非 木 質 建 材	3,667	6.2
	合 板	1,387	2.4
	木 材 製 品	2,451	4.2
	住 宅 設 備 機 器	14,081	23.9
	施 工 付 販 売	1,578	2.7
	そ の 他	4,235	7.1
	小 計	34,024	57.7
工 事	完 成 工 事 高	24,953	42.3
合	計	58,977	100.0

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は45百万円であり、その主なものは建物23百万円であります。

このほか、基幹システムの刷新を目的としたソフトウェアの開発に係る支出として、76百万円をソフトウェア仮勘定として計上しております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調で推移すると見込まれる一方、資源・原材料価格高騰に伴う物価上昇、為替・金利の変動、海外経済の不透明感など、事業環境は引き続き変動要因が多い状況が続く見込みです。住宅関連業界におきましては、建築基準法・省エネ基準の改正の影響による反動減が一巡し、着工戸数の持ち直しが期待されるものの、住宅取得マインドは全体として低下傾向にあり、地域による差異も見られると考えられます。

当社といたしましては、このような状況を十分認識し、新築住宅市場はもとより、リフォーム・リノベーション市場や非住宅市場などに対して、施工付販売や物流機能を活かし、既存得意先との関係強化と新規取引先の開拓に努めてまいります。また、工事機能の拡充による工事売上・工事領域の拡大、太陽光発電システム・蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品やオリジナル商品を強化し、拡販していくとともに、業務の効率化を図り、収益性の改善に努めてまいります。

また、コーポレートガバナンスの一層の強化と次世代リーダーの育成を進めることで、収益基盤の強化と変化対応力の向上に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 64 期 2022年11月期	第 65 期 2023年11月期	第 66 期 2024年11月期	第 67 期 (当事業年度) 2025年11月期
売 上 高 (百万円)	60,874	62,368	61,286	58,977
経 常 利 益 (百万円)	1,005	1,172	1,096	906
当 期 純 利 益 (百万円)	641	812	718	551
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	69.10	87.59	77.47	59.38
総 資 産 (百万円)	28,697	29,008	29,082	27,849
純 資 産 (百万円)	12,816	13,355	13,748	14,058

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は子会社として有限会社古賀文化瓦工業所を有しておりますが、同社は損益および利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

## (11) 主要な事業内容

当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等の取引先に対して新建材、住宅設備機器等の商品販売および上記取引先から工事請負を行っております。

主要商品等は次のとおりであります。

品 目 別	主 要 商 品 等
木 質 建 材	室内ドア、クローゼット、フロア、システム収納、階段セット
非 木 質 建 材	石膏ボード、断熱材、屋根材、不燃ボード、サイディング
合 板	ラワン合板、針葉樹合板
木 材 製 品	木材構造材、木材造作材、フローリング、集成板
住 宅 設 備 機 器	システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、トイレ、空調機器、燃焼機器、太陽光発電パネル
施 工 付 販 売	外壁工事、住設工事、屋根工事、構造躯体工事、内装工事、サッシ工事、太陽光発電システム
完 成 工 事 高	
そ の 他	サッシ、エクステリア、化成品、建築金物、建築道具

(注) 施工付販売……仕入メーカーの責任施工により行っている工事  
完成工事高……当社の下請工事業者により行っている工事

(12) 主要な事業所

本 社 大阪市中央区、東京都千代田区

営 業 所 仙台、埼玉、東京、横浜、千葉、水戸、甲府、静岡、金沢、名古屋、  
岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪、大阪特建、阪和、兵庫、岡山、高松、  
福岡、北九州、鳥栖、熊本、鹿児島

(注) 2025年11月21日付で、鹿児島営業所を熊本営業所へ統合いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383名	6名減	41.6歳	13.0年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,011,841株 (自己株式729,413株を含む)  
 (3) 株主数 7,929名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
北村良一	1,429	15.40
有限会社ケイアンドエム	1,300	14.00
北村誠	624	6.73
北村裕三	487	5.25
吉野石膏株式会社	350	3.77
北恵社員持株会	313	3.37
光通信KK投資事業有限責任組合	267	2.88
株式会社りそな銀行	200	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	188	2.03
INTERACTIVE BROKERS LLC	156	1.68

- (注) 1. 当社の自己株式(729,413株)は、上記の大株主に含めておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,460株	4名

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 村 良 一	
代表取締役社長	北 村 誠	
常 務 取 締 役	北 村 裕 三	執行役員管理本部長
取 締 役	山 内 昭 彦	執行役員営業本部長兼特販推進部長
取 締 役	岸 本 規 正	執行役員西日本営業部長
取 締 役	中 村 均	執行役員中部営業部長
取 締 役	齋 田 征 人	執行役員経理部長
取 締 役	森 信 静 治	弁護士、梅新法律事務所所長
取 締 役	杉 野 正 博	
常 勤 監 査 役	柏 原 弘 道	
監 査 役	酒 谷 佳 弘	公認会計士、ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役、株式会社プレサンスコーポレーション社外取締役（監査等委員）、株式会社ワッツ社外取締役（監査等委員）、株式会社タカミヤ社外取締役（監査等委員）、粧美堂株式会社社外取締役（監査等委員）、クリヤマホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
監 査 役	田 中 明 子	税理士、しんわ税理士法人代表社員、ココロデザイン株式会社取締役

- (注) 1. 取締役森信静治氏および取締役杉野正博氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役酒谷佳弘氏および監査役田中明子氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中明子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により填補することとしております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の各取締役の報酬は、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬で構成し、いずれも、株主総会でご承認をいただいた報酬総額の範囲内で、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見および助言を得たうえで、取締役会で協議して決定するものとしております。

各取締役の基本報酬および賞与は、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、役位、役割および業績、管理、ガバナンス等に対する貢献度に応じて総合的に考慮して決定しております。

また、譲渡制限付株式報酬は、金銭報酬枠とは別枠にて、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与を決定しております。

なお、社外取締役につきましては、役割と独立性の観点から、基本報酬のみで支給しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役年額3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬として年額4,000万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の限度額は、1994年2月17日開催の第35回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	136 (7)	118 (7)	16 (-)	- (-)	1 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15 (7)	15 (7)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	152 (14)	134 (14)	16 (-)	- (-)	1 (-)	12 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は、2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当該決議に基づき、同総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役ならびに退任監査役に対して、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することとしております。

3. 譲渡制限付株式報酬につきましては、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載のとおりです。なお、いずれも当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 信 静 治	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、指名・報酬委員会においても適切な助言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	杉 野 正 博	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、指名・報酬委員会においても適切な助言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	酒 谷 佳 弘	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	田 中 明 子	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会15回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32百万円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に前事業年度に係る追加報酬として、当事業年度中に支出した額が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ①コンプライアンス規程を定め、周知徹底を図るとともに、法令および定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として子会社も含めた内部通報制度を構築する。
  - ②子会社が当社のコンプライアンス規程と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立ならびにコンプライアンス体制の構築を図る。
  - ③就業規則および社内規程の遵守の徹底と、内部監査の充実を図り、職務の執行の適正性および効率性を確保する。
  - ④重要事項等の決定については、必要に応じて、顧問弁護士等から助言および指導を受け、適法性を確保する。
  - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力および団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ①文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行う。
  - ②取締役および監査役は、前号の文書等を常時閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①リスク管理規程を定め、個々のリスクについての責任部署を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  - ②リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、企業集団全体の業務の適正化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各責任者が業務を遂行する。
  - ③関係会社管理規程に従い、子会社を管理する担当部署を置くとともに、企業集団全体の業務の効率的な遂行を図る。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の内部監査を定期的実施し、その結果について、担当取締役はコンプライアンスおよび効率性の観点からの課題を把握し、その重要度に応じて取締役会に報告する。
  - ②子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、必要に応じて、内部監査室および管理本部所属の使用人に、その職務の遂行の補助を委嘱することができる。その際、監査役が補助使用人に委嘱した職務については、取締役以下補助使用人の属する上長等の指揮命令を受けないこととし、これを当社内に徹底する。
  - ②前号の使用人に関する人事異動については、監査役と事前協議を行う。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社および子会社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等から報告を受けた者は、法令および定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実、その他経営および業績に影響を及ぼす重要な事項について認識した場合には、監査役に遅滞なく報告し、監査役は監査役会に報告する。
  - ②監査役は、必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人等に対して業務に関する報告を求めることができるとともに、監査役会に関係者を出席させることができる。
  - ③当社および子会社は、上記①②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益処分は行わないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。
- ②監査役は、取締役、会計監査人および内部監査室と適宜情報・意見交換を行う。
- ③当社は、監査役の職務執行について生じる費用または債務（会計監査人・弁護士に相談する費用を含むがこれに限らない）については負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

当事業年度はコンプライアンス意識の向上を図るため、新任所長および中途社員を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。コンプライアンス委員会を毎月開催してコンプライアンスに関する課題の把握に努め、また、内部通報ホットライン窓口を設置して運用しております。さらに、内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務執行について監査を実施いたしました。

(2) リスク管理について

各部署が把握したリスクに基づき全社的にリスクの見直しを行うとともに、中間および期末に、その対応策および進捗状況を取締役に報告いたしました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を18回開催し、月次業績の報告・検討や法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る書類について、社内規程に基づき適切に保存および管理しております。

(4) 監査役の職務の執行について

監査役は、重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、営業所への往査等を通じて監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や取締役、会計監査人および内部監査室と情報交換・意見交換を行いました。

# 貸借対照表

(2025年11月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	24,213	流 動 負 債	12,729
現金及び預金	11,103	支払手形	52
受取手形	144	電子記録債権	5,588
電子記録債権	2,067	買掛金	5,935
売掛資産	8,912	未払金	420
契約資産	65	未払費用	333
商品	744	未払法人税等	207
工事支出金	1,113	未払消費税等	27
貯蔵品	0	契約負債	145
前払費用	39	役員賞与引当金	16
その他流動資産	29	その他流動負債	1
貸倒引当金	△9	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,061</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,635</b>	預り保証金	554
有形固定資産	1,646	退職給付引当金	152
建物	261	資産除去債務	33
構築物	4	その他固定負債	321
機械及び装置	14	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,790</b>
車両運搬具	1	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	42	株 主 資 本	13,931
土地	1,320	資 本 金	2,220
建設仮勘定	0	資 本 剰 余 金	2,853
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>214</b>	資 本 準 備 金	2,850
ソフトウェア	106	そ の 他 資 本 剰 余 金	3
その他無形固定資産	108	利 益 剰 余 金	9,062
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,774</b>	利 益 準 備 金	170
投資有価証券	678	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,892
関係会社株	20	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	447
破産更生債権	35	別 途 積 立 金	2,150
繰延税金資産	2	繰 越 利 益 剰 余 金	6,294
差入保証金	136	<b>自 己 株 式</b>	<b>△205</b>
敷保	184	評 価 ・ 換 算 差 額 等	127
立金	234	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	127
投資不動産	502	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,058</b>
その他投資	15	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>27,849</b>
貸倒引当金	△35		
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,849</b>		

# 損 益 計 算 書

(2024年11月21日から  
2025年11月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商品売上高	34,024	
完成工事高	24,953	58,977
売 上 原 価		
商品売上原価	30,155	
完成工事原価	22,353	52,509
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,468
売 上 総 利 益		5,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		713
營 業 外 収 入		
受取利息	10	
有価証券利息	3	
受取配当金	9	
仕入割引	123	
受取賃貸料	29	
受取保険金	19	
その他営業外収益	8	203
營 業 外 費 用		
支払利息	0	
賃貸原価	8	
その他営業外費用	1	10
経 常 利 益		906
税 引 前 当 期 純 利 益		906
法人税、住民税及び事業税	351	
法人税等調整額	3	355
当 期 純 利 益		551

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2024年11月21日から  
2025年11月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,220	2,850	1	2,852
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
譲渡制限付株式報酬			1	1
固定資産圧縮積立金取崩額				
税率変更による積立金の調整額				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	1	1
当期末残高	2,220	2,850	3	2,853

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		利益準備金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	170	453	2,150
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
譲渡制限付株式報酬			
固定資産圧縮積立金取崩額		△0	
税率変更による積立金の調整額		△5	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	△6	-
当期末残高	170	447	2,150

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,997	8,771	△206	13,638
当期変動額				
剰余金の配当	△259	△259		△259
当期純利益	551	551		551
自己株式の取得			△0	△0
譲渡制限付株式報酬			0	1
固定資産圧縮積立金取崩額	0	－		－
税率変更による積立金の調整額	5	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	297	291	0	293
当期末残高	6,294	9,062	△205	13,931

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	110	110	13,748
当期変動額			
剰余金の配当			△259
当期純利益			551
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			1
固定資産圧縮積立金取崩額			－
税率変更による積立金の調整額			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	309
当期末残高	127	127	14,058

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

#### ②関係会社株式

移動平均法による原価法

#### ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

未成工事支出金…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品…最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数…建物 9～50年

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### 投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数…建物 47年

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

## (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ①商品販売

商品（新建材・住宅設備機器等）の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

### ②工事契約

当社は、戸建住宅等の外壁工事や住設工事等の工事請負契約を締結しております。

当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## (7) ヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

### ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	944百万円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	107百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	3百万円
金銭債務	16百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	100百万円



## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

未払賞与	59百万円
退職給付引当金	47百万円
長期未払金	100百万円
減損損失	145百万円
その他	72百万円
繰延税金資産小計	426百万円
評価性引当額	△159百万円
繰延税金資産合計	267百万円

#### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	204百万円
その他有価証券評価差額金	53百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	264百万円
繰延税金資産純額	2百万円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び契約資産の信用リスクについては、「与信管理手続規程」に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、経営状況をモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であります。

業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を検討しております。また、余資運用の債券は、信用リスクを軽減するために、安全性の高いもののみを対象としております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「契約資産」「電子記録債権」「支払手形」「買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	675	675	－
資産計	675	675	－

(注1) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	3
関係会社株式	20

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等				
(2) 社債	－	－	400	－
(3) その他				
合計	－	－	400	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	278	—	—	278
その他	—	397	—	397
資産計	278	397	—	675

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他債券は、取引先金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

品目別		金額
商品	建材・木材製品等	14,128
	住宅設備機器	14,081
	施工付販売	1,578
	その他	4,235
	小計	34,024
工事	完成工事高	24,953
	小計	24,953
顧客との契約から生じる収益		58,977
外部顧客への売上高		58,977

(注) 建材・木材製品等には、木質建材・非木質建材・合板・木材製品が含まれておりません。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

## ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

当事業年度	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,788
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,125
契約資産（期首残高）	25
契約資産（期末残高）	65
契約負債（期首残高）	97
契約負債（期末残高）	145

契約資産は、主に工事契約に基づく建設工事において充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金及び工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は97百万円であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,514円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円38銭    |

## 10. その他の注記

### 金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

北 恵 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北恵株式会社の2024年11月21日から2025年11月20日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月21日から2025年11月20日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月20日

北恵株式会社 監査役会

常勤監査役 柏原弘道 ⑩

社外監査役 酒谷佳弘 ⑩

社外監査役 田中明子 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続しつつ、当社を取り巻く経営環境および財務状況等を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行っていくことを基本方針とし、配当額につきましては、当面の間、1株当たり年間20円を下限としたうえで、配当性向35%を目途としております。

なお、非経常的な要因により、当期純利益が変動する場合等においては、その影響を考慮し配当額を決定してまいります。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じま  
す。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式

1株につき金28円 総額259,907,984円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月20日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の一部を変更するとともに、号数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 合板新建材・其他建築資材の売買業</p> <p>2. 各種木材の売買業</p> <p>3. 不動産の売買、賃貸及び仲介並びに管理業</p> <p><u>4. 一般総合建築請負業</u></p> <p><u>5. スポーツ施設及び遊技場設備の設計施工建築請負業</u></p> <p><u>6. スポーツ用具及び遊技用具の販売</u></p> <p><u>7. 工業用薬品及び劇物並びに毒物の売買業</u></p> <p><u>8. 建築の設計並びに工事監理業</u></p> <p><u>9. 内装仕上工事業</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>4. （現行どおり）</u></p> <p><u>5. （現行どおり）</u></p> <p><u>6. （現行どおり）</u></p> <p><u>7. （現行どおり）</u></p> <p><u>8. 建築工事業、内装仕上工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>10.</u> 厨房機器、収納、洗面化粧台、衛生器具、空調機器、コンセント、照明器具、太陽光発電システム等の住宅設備機器の施工及び販売</p>	<p><u>9.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>11.</u> 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介</p>	<p><u>10.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>12.</u> 建物及び構築物の部材の製造及び売買</p>	<p><u>11.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>13.</u> 製材機械、木工機械及びこれらの部品の売買、賃貸借及びリース</p>	<p><u>12.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>14.</u> 大工工事業</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>15.</u> 屋根工事業</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>16.</u> タイル・れんが・ブロック工事業</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>17.</u> 外壁工事業</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>18.</u> 地質調査の請負及び地盤改良工事の設計及び施工</p>	<p><u>13.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>19.</u> 建物の気密測定業</p>	<p><u>14.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>20.</u> 住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</p>	<p><u>15.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>21.</u> 外構関連製品の製造、施工及び販売</p>	<p><u>16.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>22.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p><u>17.</u> (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>きた むら りょう いち 北 村 良 一 (1958年1月19日)</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>1986年2月 取締役営業本部営業部長</p> <p>1987年11月 代表取締役専務</p> <p>1988年6月 代表取締役社長</p> <p>2023年2月 代表取締役会長（現任）</p>	1,429,544株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>長年にわたり代表取締役社長を務め、2023年2月から代表取締役会長として当社の経営を担っております。企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p><b>再任</b></p> <p>きた むら まこと 北 村 誠 (1960年10月20日)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>1998年5月 総務部長</p> <p>2000年2月 取締役総務部長</p> <p>2002年11月 取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長</p> <p>2004年2月 常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長</p> <p>2008年2月 常務取締役経営統括本部長</p> <p>2015年11月 常務取締役営業本部長兼営業企画部長</p> <p>2016年2月 専務取締役営業本部長兼営業企画部長</p> <p>2016年5月 専務取締役営業本部長</p> <p>2023年2月 代表取締役社長（現任）</p>	624,925株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の経営に関する豊富な経験、実績、見識を有しており、2023年2月から代表取締役社長として経営を担っております。当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">きた　むら　ゆう　ぞう 北　村　裕　三 (1964年6月6日)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2003年8月 営業企画部副部長</p> <p>2008年1月 営業企画部長</p> <p>2008年2月 取締役営業企画部長</p> <p>2015年11月 取締役管理本部長</p> <p>2023年2月 常務取締役管理本部長</p> <p>2024年11月 常務取締役執行役員管理本部長（現任）</p>	487,511株
(取締役候補者とした理由)			
<p>営業部門、管理部門における豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">やま　うち　あき　ひこ 山　内　昭　彦 (1963年6月25日)</p>	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2003年11月 近畿営業部副部長</p> <p>2007年11月 東日本営業部副部長</p> <p>2009年11月 東日本営業部長</p> <p>2012年2月 取締役東日本営業部長</p> <p>2019年11月 取締役営業推進部長</p> <p>2022年11月 取締役営業本部長</p> <p>2024年10月 取締役営業本部長兼特販推進部長</p> <p>2024年11月 取締役執行役員営業本部長兼特販推進部長（現任）</p>	23,068株
(取締役候補者とした理由)			
<p>営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;"> <small>きし もと のり まさ</small>  岸 本 規 正  (1963年8月18日) </p>	1984年4月 当社入社 2003年5月 西日本営業部長 2005年11月 九州営業部長 2010年11月 近畿営業部長 2012年2月 取締役近畿営業部長 2012年11月 取締役住宅資材部長 2014年11月 取締役近畿第二営業部長 2016年11月 取締役関西営業部長 2018年5月 取締役中部営業部長 2024年11月 取締役執行役員西日本営業部長（現任）	12,037株
(取締役候補者とした理由)			
営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			
6	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;"> <small>なか むら ひとし</small>  中 村 均  (1960年3月5日) </p>	1999年11月 当社入社 2010年11月 住宅資材部長 2012年11月 近畿営業部長 2014年2月 取締役近畿営業部長 2014年11月 取締役近畿第一営業部長 2016年11月 取締役大阪営業部長 2018年5月 取締役大阪営業部長兼関西営業部長 2024年11月 取締役執行役員中部営業部長（現任）	7,957株
(取締役候補者とした理由)			
営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p><b>再任</b></p> <p>さい た まさ と 齋 田 征 人 (1964年12月7日)</p>	<p>2000年6月 当社入社</p> <p>2012年2月 経理部副部長</p> <p>2013年5月 経理部長</p> <p>2020年2月 取締役経理部長</p> <p>2024年11月 取締役執行役員経理部長（現任）</p>	4,705株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>経理部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。</p>			
8	<p><b>新任</b></p> <p>むら まつ よし あき 村 松 佳 昭 (1973年3月18日)</p>	<p>1996年4月 当社入社</p> <p>2011年11月 東日本営業部埼玉営業所長</p> <p>2017年5月 東日本営業部副部長兼埼玉営業所長</p> <p>2019年11月 東日本営業部長</p> <p>2024年11月 執行役員東日本営業部長（現任）</p>	17,500株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;">もり のぶ せい じ 森 信 静 治 (1949年7月9日)</p>	<p>1978年4月 弁護士登録</p> <p>1988年4月 梅新法律事務所開設 所長（現任）</p> <p>2004年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事</p> <p>2005年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授</p> <p>2013年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2015年2月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社池田泉州ホールディングス社外監査 役</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>梅新法律事務所所長</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）</p> <p>弁護士としての豊富な経験と深い専門知識に基づき、取締役会において積極的に発言し、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしております。また、指名・報酬委員会においても適切な助言をいただいております。今後も独立した立場から、業務執行の監督機能強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">すぎのまさひろ 杉野正博 (1944年11月18日)</p>	<p>1967年4月 伊奈製陶株式会社（現 株式会社LIXIL）入社</p> <p>1992年1月 株式会社INAX（旧 伊奈製陶株式会社）取締役</p> <p>1996年1月 同社常務取締役</p> <p>2000年1月 同社専務取締役</p> <p>2001年10月 同社代表取締役社長</p> <p>2007年6月 同社代表取締役会長</p> <p>2007年6月 株式会社住生活グループ（現 株式会社LIXILグループ）代表取締役社長</p> <p>2011年4月 株式会社LIXIL代表取締役社長</p> <p>2011年6月 同社取締役相談役</p> <p>2013年6月 同社相談役（非常勤）</p> <p>2015年6月 株式会社マキタ社外取締役</p> <p>2017年6月 ミサワホーム株式会社社外取締役</p> <p>2018年2月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年7月 株式会社LIXIL特別顧問（非常勤）</p> <p>2020年1月 株式会社LIXIL顧問（非常勤）（現任）</p>	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由および期待される役割）</p> <p>会社経営の豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において大所高所から積極的に発言し、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしております。また、指名・報酬委員会においても適切な助言をいただいております。今後も独立した立場から、業務執行の監督機能強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

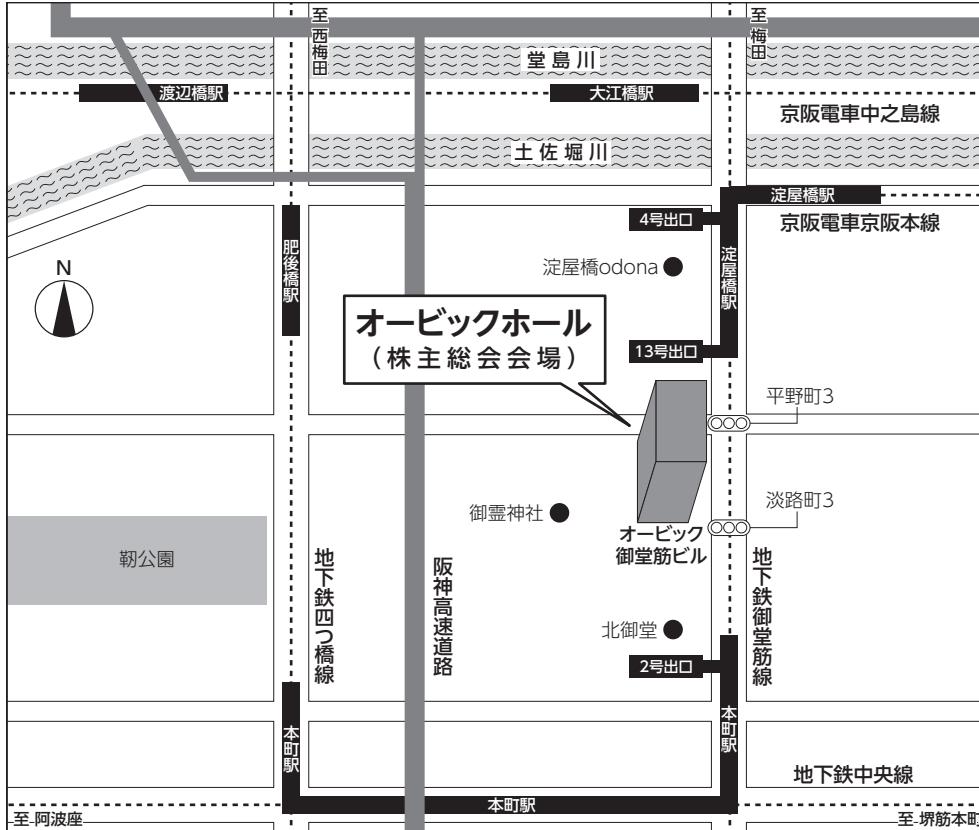
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森信静治氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 杉野正博氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 森信静治氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
5. 杉野正博氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
6. 当社は、森信静治氏および杉野正博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。森信静治氏および杉野正博氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）については、当該保険契約により填補することとしております。
- なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区平野町四丁目2番3号  
オービック御堂筋ビル2階  
オービックホール

■ご出席株様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



- ◎ 地下鉄御堂筋線 「淀屋橋」駅 徒歩約3分
- ◎ 地下鉄御堂筋線・中央線 「本町」駅 徒歩約4分
- ◎ 京阪電車 京阪本線 「淀屋橋」駅 徒歩約7分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。